

# あなたの専門的知識や実務経験を求めています！ 国税審判官（特定任期付職員）の募集について～

国税不服審判所では、税理士、弁護士、公認会計士などの高度な専門的知識や経験等を有する方を国税審判官（特定任期付職員）として募集しています。

## 1 職務内容

国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査・審理及び議決書の作成等

## 2 応募条件

- (1) 税理士、弁護士、公認会計士、大学の教授又は准教授等の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有すること
- (2) 職務内容を遂行するために必要とされる高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められること

## 3 採用条件等

- (1) 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下、「任期付職員法」）に基づき、常勤職員の国家公務員として採用
- (2) 採用人数 十数名程度
- (3) 採用日 令和5年7月10日（予定）
- (4) 任用期間 採用日から3年間又は2年間（更新の可能性があります。）
- (5) 勤務地 全国の国税不服審判所支部又は支所
- (6) 給与 任期付職員法に基づき支給（年収840万円から1,000万円程度を予定）

## 4 応募・選考について

- (1) 応募期間  
**令和4年8月1日（月）から10月21日（金）まで**（※10月21日（金）までの通信日付印有効）
- (2) 応募方法  
国税不服審判所ホームページに掲載している所定の履歴書に所要の事項を記入の上、資格証明書と併せて下記の宛先に書面にて提出してください。
- (3) 選考方法  
書類選考及び面接試験により選考します。  
なお、面接試験は、令和5年1月に審判所本部と最寄りの審判所支部とを結びリモート形式で実施する予定です。

## 5 募集説明会

国税審判官（特定任期付職員）への応募を検討されている方に向けて、募集説明会を開催いたします。詳細については、国税不服審判所ホームページの「国税審判官（特定任期付職員）募集」ページをご覧ください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、募集説明会の実施方法に変更がある場合がございます。その場合には、国税不服審判所ホームページで周知いたしますのでご確認ください。



《お問い合わせ先及び応募書類提出先》

国税不服審判所 管理室 総務係 TEL 03-3581-4101（代表）  
〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1（財務省本庁舎4階）